

会員各位

吹田市医師会
会長 四宮 眞男

2 月 1 日実施 吹田市 子宮頸がん・ヒブ・小児用肺炎球菌ワクチン接種費用の一部公費助成についてのお知らせ

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

2 月 1 日より実施されます吹田市 子宮頸がん・ヒブ・小児用肺炎球菌ワクチン接種費用の一部公費助成について吹田市のホームページに掲載されております文書を送付させていただきます。なお、吹田市医師会の説明会を下記要領にて開催いたしますので協力医療機関はご参加下さい。（医療機関従事者のみの参加も可能です。）

（担当理事 西野 淳司）

吹田市医師会 子宮頸がん・ヒブ・小児肺炎球菌ワクチン説明会

日 時： 平成 23 年 1 月 22 日（土） 14：00～

場 所： ホテル阪急エキスポパーク 『 星雲の間 』

なお、各ワクチン接種の一部公費助成の対象となる吹田市民には吹田市立保健センターより個別案内を平成 23 年 1 月 28 日以降に郵送します。

吹田市ホームページより

子宮頸がん予防・ヒブ・小児用肺炎球菌ワクチン接種費用の一部公費助成を実施します

吹田市では、平成 23 年 2 月 1 日から任意接種である（予防接種法に基づかない予防接種）子宮頸がん予防・ヒブ・小児用肺炎球菌ワクチン接種費用の一部公費助成を実施します。

各ワクチン接種の一部公費助成の対象となる人には平成 23 年 1 月末から個別に案内を送ります。

■ヒブ・小児用肺炎球菌ワクチン

インフルエンザ菌 b 型（ヒブ）と肺炎球菌による細菌性髄膜炎は、5 歳未満の乳幼児において国内で年間 500～700 人発生していると推定されています。細菌性髄膜炎にかかると、命に関わる場合や深刻な後遺症を残すことも少なくありません。

このワクチンを接種することで、細菌性髄膜炎等の約 9 割が予防できると言われています。

【対象者】

吹田市民で生後 2 か月から 5 歳未満の乳幼児

* 市外へ転出された場合は、助成の対象になりません。

【接種費用】

接種 1 回につき	ヒブワクチン	2,000 円
	小児用肺炎球菌ワクチン	2,500 円

平成 23 年 1 月 31 日までに接種された場合や 5 歳の誕生日以降（助成の対象年齢外）の接種については、全額自己負担となります。

生活保護、市民税非課税世帯に属する方は、接種の 2 週間前までに保健センターに申請すれば全額無料となる接種費用負担免除証明書を発行します。

【接種場所】市内の協力医療機関

【接種スケジュール】

ヒブワクチン

標準接種スケジュール

生後 2 か月～6 か月で始める場合 計 4 回

初回免疫：3 回（4～8 週間の間隔）

追加免疫：1 回（3 回目の接種からおおむね 1 年の間隔）

上記で接種できなかった場合

(1) 生後 7 か月～11 か月に始める場合 計 3 回

初回免疫：2 回（4～8 週間の間隔）

追加免疫：1 回（2 回目の接種からおおむね 1 年の間隔）

(2) 1 歳～5 歳未満 1 回接種

小児用肺炎球菌ワクチン

標準接種スケジュール

生後 2 か月～6 か月で始める場合 計 4 回

初回免疫：3 回（27 日以上の間隔で 1 歳になるまでに完了）

追加免疫：1 回（標準として 3 回目の接種から 60 日以上の間隔で生後 12 か月～15 か月の間）

上記で接種できなかった場合

(1) 生後 7 か月～11 か月で始める場合 計 3 回

初回免疫：2 回（27 日以上の間隔）

追加免疫：1 回（2 回目の接種から 60 日以上の間隔で 1 歳以降）

(2) 1 歳～2 歳未満 2 回接種（60 日以上の間隔）

(3) 2 歳～5 歳未満 1 回接種

■ 子宮頸がん予防ワクチン

子宮頸がんは、子宮の入り口にできるがんで、「ヒトパピローマウイルス（HPV）」の感染が原因です。子宮頸がんにかかる人は 30～40 歳代が多く、最近は 20～30 歳代の若い世代に増えています。子宮頸がん予防ワクチンは、10 歳以上の女性が接種対象で、11～14 歳が最も予防効果が高いとされています。

【対象者】

吹田市民の中学生女子

市外へ転出された場合は、助成の対象になりません。

【接種費用】

接種 1 回につき 4,000 円

平成 23 年 1 月 31 日までに接種された場合は、全額自己負担となります。

生活保護、市民税非課税世帯に属する方は、接種の 2 週間前までに保健センターに申請すれば全額無料となる接種費用負担免除証明書を発行します。

【接種場所】 市内の協力医療機関

【接種スケジュール】

6 か月の間で初回、2 回目（初回から 1 か月後）、3 回目（2 回目から 5 か月後）の計 3 回の接種

■ 健康被害に対する救済措置について

子宮頸がん予防・ヒブ・小児用肺炎球菌ワクチンは予防接種法に基づかない任意の予防接種ですので、万一、ワクチン接種による健康被害が発生した場合は、予防接種法の被害救済対象となりませんが、「独立行政法人医薬品医療機器総合機構法」及び「全国市長会予防接種事故賠償補償保険制度」による救済の対象となります。

医師届出票提出について

年末に保健所より送付されています「医師届出票」の提出期限が 1 月 17 日までとなっておりますのでご注意下さい。